

広島平和記念資料館指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島平和記念資料館 広島市中区中島町1番2号
- (2) 設置目的
原子爆弾による被害の実相をあらゆる国々の人々に伝え、ヒロシマの心である核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与することを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 原子爆弾による被災及び平和に関する資料の収集、保管、展示及び供用
イ 原子爆弾による被災に関する調査研究
ウ 平和学習、被爆体験の継承等平和を考える場の提供
エ その他市長において必要と認める事業
- (4) 現在の指定管理者
公益財団法人広島平和文化センター

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
公益財団法人広島平和文化センター
- (2) 非公募とする理由
広島平和記念資料館の管理は、単なる施設の維持管理ではなく、本市の平和行政との連携の下、原爆被災に関する調査・研究やそれに基づく企画展の実施、平和学習など高度な専門性を有した原爆平和関連のソフト事業が一体となって実施されるものでなければならない。
公益財団法人広島平和文化センターは、これまで、広島での被爆体験を根底に据え、本市とともにその継承と平和思想の普及を図るための様々な事業を行うとともに、広島平和記念資料館の適正な管理を行ってきた。
このように、原爆資料の調査・研究・展示に関して専門的な知識を持つ職員を擁し、かつ、被爆の実相及び平和に関する様々な情報や関連事業の実績を有する公益財団法人広島平和文化センターを非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 管理の基準
ア 休館日
1 2月30日及び同月31日。ただし、ホールにあつては12月29日から翌年1月2日まで、情報資料室にあつては12月29日から翌年1月1日まで、附属展示施設にあつては月曜日（ただし、その日が8月6日に当たるときは、その日を除く。また、月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日。）、休日の翌日（ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その直後の日曜日、土曜日又は休日でない日）及び12月29日から翌年1月3日まで。
イ 開館時間
(ア) 展示室
a 3月1日から7月31日まで及び9月1日から11月30日まで
午前8時30分から午後6時まで。ただし、入館できる時間は、午後5時30分まで
b 8月1日から同月4日まで及び同月7日から同月31日まで
午前8時30分から午後7時まで。ただし、入館できる時間は、午後6時30分まで
c 8月5日及び同月6日
午前8時30分から午後8時まで。ただし、入館できる時間は、午後7時30分まで
d 12月1日から翌年2月末日まで
午前8時30分から午後5時まで。ただし、入館できる時間は、午後4時30分まで
(イ) ホール
午前9時から午後9時まで
(ロ) 情報資料室及び附属展示施設
午前9時から午後5時まで
ウ 特記事項
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。

(5) 業務の内容等

- ア 資料館の事業の実施に関する事。
- イ 資料館への入館の制限に関する事。
- ウ 資料館の使用の許可に関する事。
- エ 資料館の特別設備の設置の許可に関する事。
- オ 資料館の建物及び設備の維持管理に関する事。
- カ その他市長が定める業務
- キ 特記事項
 - (ア) 使用料の収納事務を委託する。
 - (イ) 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。

(6) 配置人員

- ア 25人を標準とする。
- イ 専門職員の配置
 - (ア) 配置人員のうち、平均経験年数3年以上の学芸員3人を標準とする。
 - (イ) 配置人員のうち、英語検定準1級相当以上の資格を有し、経験年数3年以上の者1人を標準とする。
- ウ 防火管理者等の配置
 - 配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。

(7) 指定管理料の上限額（5年間分）

19億1,057万円
なお、指定管理期間中に消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

(8) 指定管理料の支払方法

- ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。
- イ 支払は、毎月払とする。

(9) 評価基準等

- ア 欠格事項
 - 申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。
 - (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
 - (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
 - (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
 - (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
 - (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評価項目	適・否
【市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。	
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっているか。	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確 認 項 目	取組状況
【障害者雇用率の達成】	達成・未達成
① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	該当・非該当
【環境問題への配慮】	有・無
IS014001 若しくは IS014005 又はエコアクション21の取得	有・無
【男女共同参画・子育て支援の推進】	策定済・未策定
① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【地域貢献度】	該当・非該当
① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当